

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会の定義 (男女共同参画社会基本法第2条)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

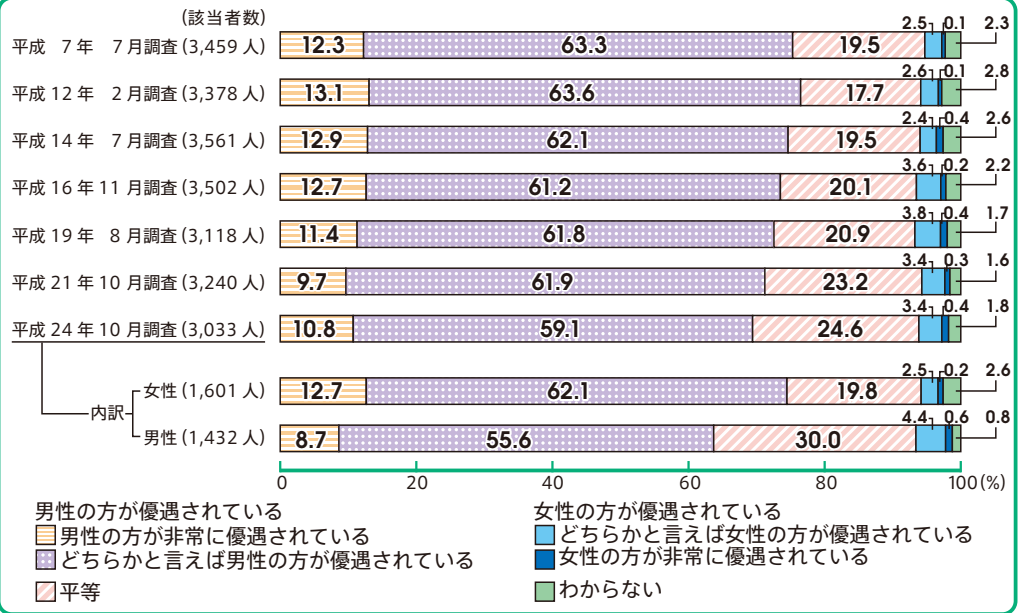
男女共同参画に関する意識

1 男女の地位の平等感

社会全体で見た場合、男女の地位について、69.8%が「男性の方が優遇されている」と考えています。

男女別にみると、「男性の方が優遇されている」と回答した人は男性よりも女性に多くなっています。

備考
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」
(平成24年10月)より作成。

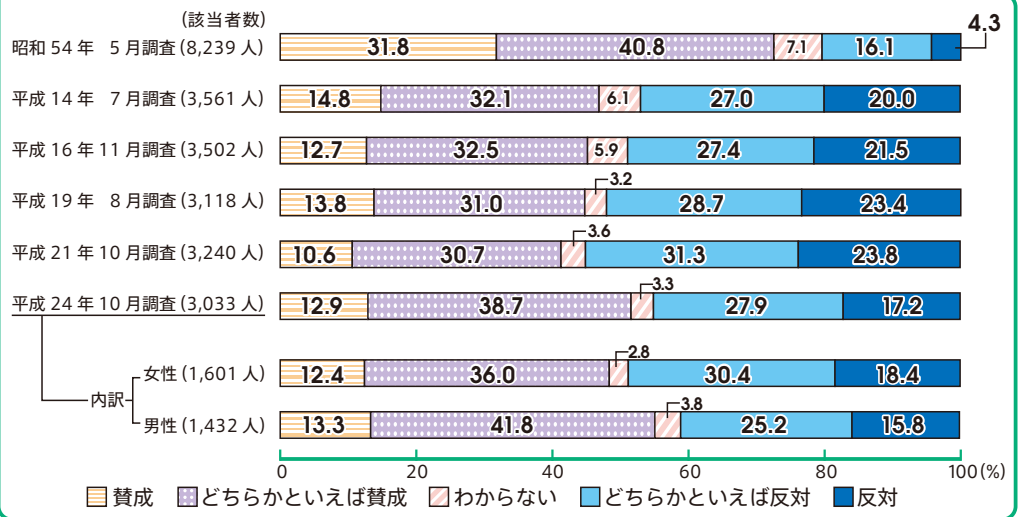


2 固定的性別役割分担意識 <夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである>

昭和54年調査では賛成の割合が7割を超えていましたが、平成16年調査で初めて反対(「反対」+「どちらかといえば反対」)が賛成を上回り、19年調査では反対が5割を超えました。

男性は平成21年調査で初めて反対が賛成を上回りましたが、平成24年度調査では再び賛成が反対を上回っています。

備考
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」
(平成24年10月)より作成。



発行・編集

内閣府男女共同参画局

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

TEL 03-3581-2549(直通)

FAX 03-3581-9566

URL <http://www.gender.go.jp/>

ホームページは
こちらから▶



facebookは
こちらから▶

